

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

岐阜県会計年度任用職員の報酬の基本額の決定に関する規則

(人 事 課) 一

## 規 則

岐阜県会計年度任用職員の報酬の基本額の決定に関する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県会計年度任用職員の報酬の基本額の決定に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年岐阜県条例第一号)第二条第一項に規定する報酬の基本額の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の基本額)

第二条 月額で定める報酬の基本額は、基礎号給の額に三十八・七五分の二十九を乗じて得た額とする。

2 時間額で定める報酬の基本額は、基礎号給の額に三十八・七五分の二十九を乗じて得た額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから、岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則(令和二年岐阜県人事委員会規則第五号。以下「施行規則」という。)第十二条に規定する時間を減じたもので除して得た額とする。

(新たに会計年度任用職員となった者の基礎号給)

第三条 新たに会計年度任用職員となった者の基礎号給は、別表に掲げる当該会計年度任用職員が従事する業務の種別に応じ、それぞれ同表に掲げる号給とする。

2 別表に掲げる業務(施行規則別表第一一の部から四の部までに掲げる業務に限る。)

の種別に応じそれぞれ同表に掲げる学歴を超える学歴又は経験年数（会計年度任用職員が会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数（第五条第二項の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。以下同じ。）を有する会計年度任用職員の基礎号給については、前項の規定にかかわらず、次条及び第五条に定めるところにより、その者の基礎号給を前項に規定する号給より上位の号給とすることができる。

（学歴による基礎号給の調整）

第四条 新たに会計年度任用職員となった者のうち、その者に適用される別表に掲げる学歴に対応する岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号。以下「初任給規則」という。）別表第五学歴区分の欄に掲げる学歴の区分に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴を有する者に対する別表の適用については、その者に適用される同表の基礎号給の欄に掲げる号給の号数にその加える年数又は減ずる年数の数に四を乗じて得た数を加減して得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とする。

（経験年数を有する者の基礎号給）

第五条 新たに会計年度任用職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有するものの基礎号給は、第三条第一項に規定する基礎号給（前条の規定による調整後の号給を含む。）の号数に、当該経験年数の月数を十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数の月数にあっては、八月）で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。この場合において、当該経験年数の月数が十二月又は八月に満たない端数の月数を生ずる者にあつては、当該号給の数に十二月で除することとされている経験年数のうち十二月に満たない端数の月数と八月で除することとされている経験年数のうち八月に満たない端数の月数に三分の二を乗じて得た月数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）とを合算した月数に相当する月数を三月で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

一 施行規則別表第一一の部から四の部までに掲げる業務に従事する者 その者の学歴（前条の規定の適用を受ける者にあつては、当該適用に際して用いられる学歴）を取得した時以後の経験年数

二 施行規則別表第一五の部に掲げる業務に従事する者 その者の業務に必要な免許その他の資格を取得した時以後の経験年数

2 前項各号に定める学歴又は免許その他の資格を取得した時以後の会計年度任用職員の経歴のうち、会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、初任給規則別表第四に定める経験年数換算表の例により会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

3 第一項の場合において、一週間の勤務時間数が三十八時間四十五分を下回る業務に従事した期間については、当該期間にその業務の一週間の勤務時間数を三十八・七五で除して得た数を乗ずるものとする。

（経験年数の計算の特例）

第六条 施行規則別表第一三の部及び五の部五の項から七の項までに掲げる業務に従事する会計年度任用職員の経験年数の計算については、前条第一項の規定にかかわらず、一般職の常勤の職員の例にすることができる。

（特殊の技術等を有する者を採用する場合の基礎号給）

第七条 特殊の技術、経験等を有する者を採用しようとする場合において、基礎号給の決定について前二条の規定によるものが著しく不相当であると認められるときは、前二条の規定にかかわらず、当該技術、経験等を考慮して決定することができる。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬の基本額の決定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第三条、第四条関係）

職別号給基準表

業務の種類別	学歴	基礎号給
施行規則別表第一一の部一の項に掲げる業務	高校卒	岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和三十六年岐阜県規則第十四号。以下「技能規則」という。）別表第一一級の十二号給
施行規則別表第一一の部二の項に掲げる業務	高校卒	技能規則別表第一一級の二十二号給
施行規則別表第一一の部三の項に掲げる業務	高校卒	岐阜県職員の給与、勤務時間その

掲げる業務	施行規則別表第二一の部四の項に掲げる業務	施行規則別表第二一の部五の項に掲げる業務	施行規則別表第二一の部六の項に掲げる業務	施行規則別表第二一の部七の項に掲げる業務	施行規則別表第二一の部八の項に掲げる業務	施行規則別表第二一の部九の項に掲げる業務	施行規則別表第二一の部十の項に掲げる業務	施行規則別表第二一の部一の項に掲げる業務	施行規則別表第二一の部二の項に掲げる業務	施行規則別表第二一の部三の項に掲げる業務	施行規則別表第二一の部四の項に掲げる業務	施行規則別表第二一の部一の項に掲げる業務	施行規則別表第二三の部三の項に掲げる業務	
	高校卒	高校卒	高校卒	高校卒	短大卒	短大卒	修士課程修了							
	他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年岐阜県条例第二十九号。以下「給与条例」という。)別表第一行政職給料表の一級の五号給一級の八号給	給与条例別表第一行政職給料表の一級の十二号給	給与条例別表第一行政職給料表の一級の十八号給	給与条例別表第一行政職給料表の一級の二十三号給	給与条例別表第一行政職給料表の一級の三十五号給	給与条例別表第一行政職給料表の二級の三十三号給	給与条例別表第一行政職給料表の二級の三十三号給	給与条例別表第一行政職給料表の二級の三十三号給	給与条例別表第一公安職給料表の一級の八号給	給与条例別表第二公安職給料表の一級の二十一号給	給与条例別表第二公安職給料表の一級の三十一号給	給与条例別表第三教育職給料表の一級の五号給	給与条例別表第三教育職給料表の一級の二十八号給	給与条例別表第三教育職給料表の一級の四十号給
	施行規則別表第一四の部一の項に掲げる業務	施行規則別表第一四の部一の項に掲げる業務	施行規則別表第一五の部一の項に掲げる業務	施行規則別表第一五の部一の項に掲げる業務	施行規則別表第一五の部二の項に掲げる業務	施行規則別表第一五の部三の項に掲げる業務	施行規則別表第一五の部四の項に掲げる業務	施行規則別表第一五の部五の項に掲げる業務	施行規則別表第一五の部六の項に掲げる業務	施行規則別表第一五の部七の項に掲げる業務				
	大学六卒	高校卒	大学卒											
	給与条例別表第四研究職給料表の一級の一号給	給与条例別表第四研究職給料表の二級の三号給	給与条例別表第五医療職給料表の一級の二十五号給	給与条例別表第五医療職給料表の二級の八号給	給与条例別表第五医療職給料表の二級の二十七号給	給与条例別表第五医療職給料表の二級の二十七号給	給与条例別表第五医療職給料表の二級の三十三号給	給与条例別表第五医療職給料表の二級の三十三号給	給与条例別表第五医療職給料表の二級の三十三号給	給与条例別表第五医療職給料表の二級の三十三号給				

備考 この表における「高校卒」、「短大卒」、「大学卒」、「修士課程修了」及び「大学六卒」の意義は、初任給規則別表第三に定めるところによる。

令和二年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社